

文京区男女平等参画推進計画（令和4年度～令和8年度）評価について

1 計画評価の実施

計画事業

「事業番号 124 計画評価と重点項目の指定」（計画 P.90）

男女平等参画を全庁的に推進するため、各所管課の事業について、推進状況を把握する評価方法を検討するとともに、重点項目を指定し、計画の推進を図る。

2 評価方法

それぞれの計画事業について、「男女平等参画の視点」に基づき評価を行う。

<p>【男女平等参画の視点】 A 男女平等意識の向上を促している。 B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。 C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。</p>

- (1) 各所管部署から前年度の実績を報告
- (2) 男女平等参画推進会議で推進状況を評価
 - ・ 全事業について内容確認し、必要に応じて意見を付す。
 - ・ あらかじめ定めた重点項目（12事業）について、計画期間中継続して内容を審議し、進捗に向けた具体的な指摘等を行う。

<p>【重点項目の選定方法】 ① 推進する効果が大きいもの ② 提言を生かした成果が確認できるもの ③ 短期間では成果が出にくい、継続的な取組が必要な事業</p>

3 男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成

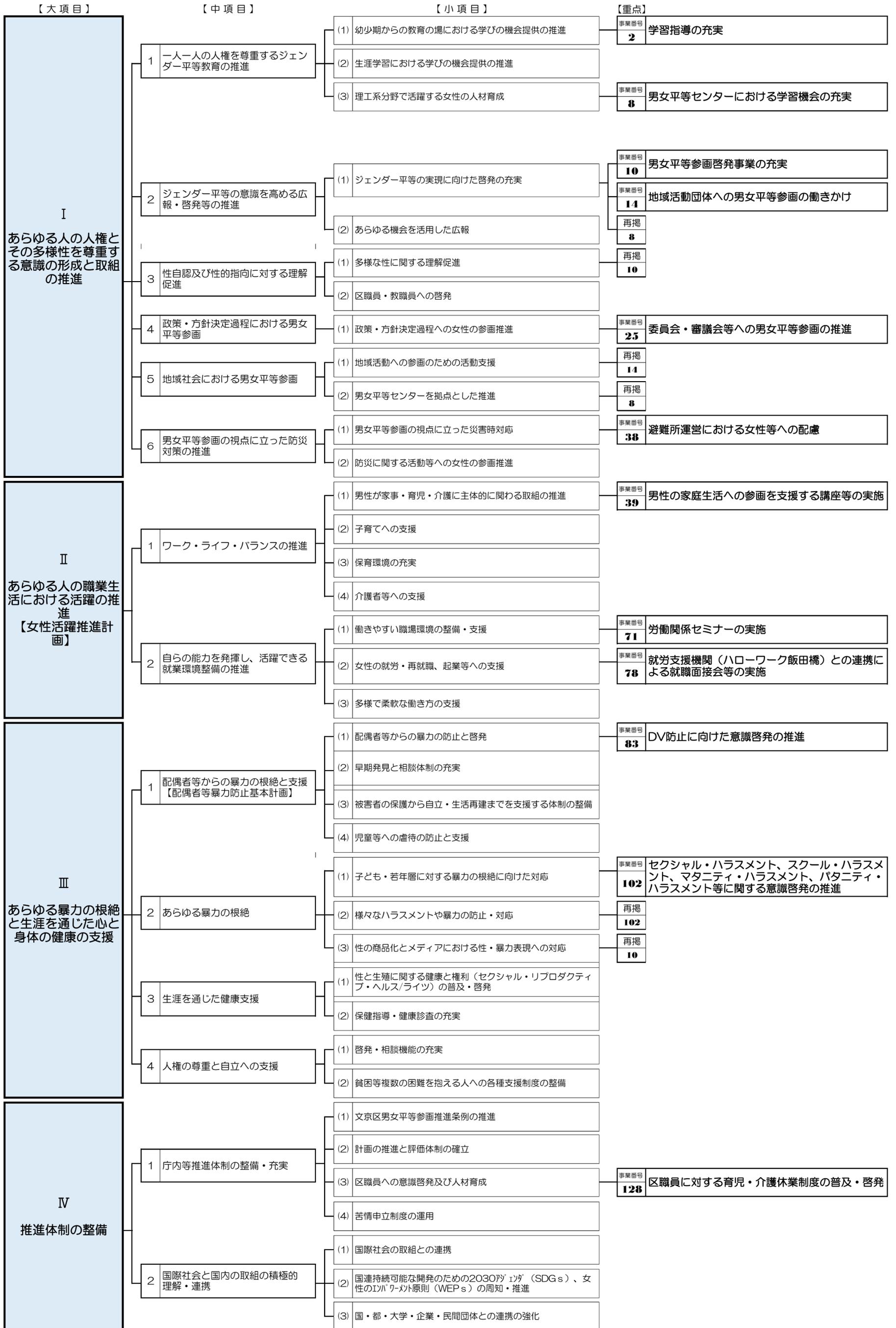
「事業番号 17 男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成」（計画 P.38）

文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深め、計画の実現に向け推進していくために、男女平等参画推進計画推進状況評価報告書を作成する。

【年間スケジュール（案）】

月	推進会議	事務局・所管部署
4月		報告書配布
5月28日	<第1回> 会議スケジュール等の提示	前年度実績調査
6月		回答集約
7月		
8月6日	<第2回> 前年度実績調査報告（重点事業）	
9月		
10月22日	<第3回> 前年度実績調査報告（重点事業及び計画事業）、令和6年度女性活躍の取組についての報告	
11月		
12月3日	<第4回> 前年度評価の審議	←→ 回答
1月21日	<第5回> 前年度評価決定	
2月		
3月		

計画の体系



重点項目評価について

所管課名

事業名及び事業概要

重点項目

関係課

事業番号

事業番号	事業名	事業概要
14	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。

事業実績及び事業詳細

事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	関係団体数（団体）						
②	関係団体の会長職における女性の割合（%）	男性					
		女性					
③	役員における女性の割合が50%を超える団体数と割合	団体数					
		割合（%）					
④	役員や委員の選出に当たり、男女いずれか一方に偏らないように働きかけた団体数と割合	団体数					
		割合（%）					
⑤	男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう働きかけた団体数と割合	団体数					
		割合（%）					

所管課によるR6年度評価	評価における視点と基準	評価点（4段階評価）
○	自己評価項目内容 A 男女平等意識の向上を促している。 B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。 C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。	4：十分達成された。 3：ある程度達成されたが、課題あり。 2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

評価点
(4段階評価)

年度	評価理由	推進会議評価
R6	【評価できる点とその根拠・理由】	<div style="border: 1px dashed blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 推進会議における評価 </div>
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
	所管課による年度評価	

所管課による自己評価点

所管課による評価理由等

【男女平等参画の視点】

- A 男女平等意識の向上を促している。
- B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。
- C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。

重点項目

教育指導課

事業番号	事業名	事業概要					
2	学習指導の充実	各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習の時間を通じて横断的に、人権尊重と男女の本質的平等に立った学習・実習活動が展開されるよう教材や指導内容・方法を充実する。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	学習指導についての指導・助言実施数（回）		40	40	40		
②	教育課題研修会における実施（回）		3	5	4		
年度	事業詳細						
R6	①	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等教育は、学校の教育活動全体を通して展開することが大切であり、男女平等や男女相互の理解と協力に関する学習の充実について、指導訪問や学習指導案の検討等により、人権尊重の理念やアンコンシャスバイアスなどの課題等への取組方などについて指導・助言を行った。 教育課程編成に向けた説明会、校園長会、副校園長会などの機会を通じて、各校の人権教育の全体計画及び年間指導計画を見直すなど、男女平等の視点での指導・助言を行った。 					
	②	テーマ	参加対象	講師			
		「人権教育について」	小・中学校園の若手教員（1年次） （参加：50人）	東京都教職員研修センター 研修部教育開発課 指導主事 古瀬 嵩			
		「児童・生徒の人権について」	生活指導主任研修 （参加：31人）	文京区教育指導課 指導主事 上野 義博			
		「人権課題についての正しい理解と認識」	教育課題別研修 （人権教育担当） （参加：40人）	東京都教職員研修センター 研修部教育開発課 指導主事 古瀬 嵩			
	「LGBTQ+ ^{※1} 」「子どもの権利条約」「アンコンシャス・バイアス」	小・中学校の中堅教諭等資質向上研修受講者（参加：34人）	公益財団法人東京都人権啓発センター 主任専門員 田村鮎美 専門員 藤本尊正				
①②以外の実績	<ul style="list-style-type: none"> 5月と12月を「いのちと人権を考える月間」に位置付け、子どもたちが命や人権を大切にしようとする態度を育てる取組の充実を図った。 各学校では、各教科、特別の教科 道徳及び総合的な学習活動等において人権尊重や男女平等に関する授業を行った。 						

所管課による R6年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点（4段階評価）
3	A 男女平等意識の向上を促している。	4：十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3：ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないよう配慮している。	2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価
R6	【評価できる点とその根拠・理由】	
	<p>様々な職層の教員が、人権教育や人権課題についての研修に参加し、人権教育の大切さについて理解を深めることができた。また、様々な職層の研修にて人権教育について取り扱ったため、多くの教員が人権教育について理解を深め、学校全体で組織的・計画的に人権教育を推進することにつながった。</p> <p>昨年度、次年度の改善に向けた取組として記載した、区作成の啓発リーフレット（「SOGI^{※2}」ってなに？）や相談窓口情報を児童・生徒用タブレット端末に掲載した。日常的に使用するタブレット端末に掲載することで、悩みを抱えた場合にもリーフレットに様々な相談先が記載してあるため、相談がしやすい環境を整えられた。</p> <p>総務課ダイバーシティ推進担当から教育委員会へ学校運営に携わる団体等の取組についてヒアリングを行い、地域学校協働本部や青少年委員会などの学校と関係が深い団体の連絡会に、総務課ダイバーシティ推進担当が出席し、ジェンダー平等やLGBTQ等の理解啓発の視点にたった取組を依頼することとした。</p>	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	<p>LGBTQやSOGI、性に関する課題について、教職員の理解は深まっているが、教育活動として学校全体での浸透には時間がかかっている。その理由としては、教員が、LGBTQやSOGI、性に関する課題についての学習分野・学習活動において、児童生徒にどのように指導すればよいのか、どの教科・単元で取り扱えばよいのか等、十分に慣れていない場合があるためである。</p>	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
<p>東京都教育委員会が作成している人権教育プログラム（学校教育編）に記載がある「女性」「性自認」「性的指向」等、人権尊重や男女平等に係る実践・指導事例をもっと周知し、先行実践や優れた授業実践、教育活動を参考にしながら取り組めるように指導・助言していく。また、男女平等意識の向上につながる学習やLGBTQやSOGI、性に関する課題について取り扱う場合は、学校だよりや学年だより等にて、保護者や地域への周知を通して、理解促進・啓発に取り組む。</p>		
<p style="text-align: center;">所管課による年度評価</p> <p style="text-align: right;">3</p>		
R5	【評価できる点とその根拠・理由】	<p>アンコンシャスバイアスやLGBTQ等の性に関する課題について、教員の知識や理解が深まっていることは評価できる。今後は、さらに都や団体等が作成している媒体も積極的に活用し、周知啓発を進められたい。</p> <p>課題となっている児童・生徒及び保護者に向けたLGBTQ等や性に関する取組については、学校のカリキュラムとの調整は難しいところであるが、課題の把握に努めるとともに、その解決策を検討し、具体的な取組につなげられたい。</p> <p>また、ジェンダー平等、LGBTQ等や性に関する課題等の理解・啓発は、学校だけでなく、学校運営に携わる様々な団体等の取組を把握し、学校・地域・保護者が互いに補完し合いながら一体的な取組に努められたい。</p>
	<p>教員に求められる人権感覚や人権課題について、様々な研修で取り上げ、教職員の知識と理解を深めることができた。具体的に、アンコンシャスバイアスやデートDV等性に関するテーマを広く解説し、児童・生徒の発達段階における課題等について理解を深めた。これらの研修により教職員自身の認識や言動が児童・生徒に与える影響の大きさについて再考でき、より公正で包括的な教育環境を整えることの大切さを意識付けすることができた。</p> <p>また、一部の学校では、保護者も参観できる「いのちと心の授業」の中で、様々なセクシュアリティについても触れ、区内全中学校の該当学年には、LGBTQについて理解を深める冊子を配付するなど、児童・生徒等への発信も行った。</p>	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	<p>LGBTQやSOGI、また、性に関する課題について、教職員の理解は深まっているが、教育活動として学校全体での浸透には時間がかかっている。これは特に、表面化していない児童・生徒への無思慮な詮索、誤解やアウトティング等につながらないよう、保護者も含めた当事者への配慮、保護者理解を得るための取組を慎重に検討していく必要があるためである。</p>	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
<p>保護者や当事者から相談があった場合には、当事者と十分に相談した上で、学級活動や保護者会、面談等を通じて、発達段階に応じた理解啓発、理解教育を行っている。今後は、道徳授業地区公開講座等で性に関する課題を取り上げた取組や関連講師を招へいた学校の授業を参観するなど、学校・地域・保護者が一体となって理解を深める場を設けた事例を調査し、各学校の取組として実践していくとともに、区作成の啓発リーフレット（「SOGI」ってなに？）や相談窓口情報を児童・生徒用タブレット端末に掲載することを検討する。</p>		
<p style="text-align: center;">所管課による年度評価</p> <p style="text-align: right;">3</p>		

R4	【評価できる点とその根拠・理由】	<p>教育課程編成に当たり、人権教育の視点から全体計画を見直す指導・助言を行うとともに、多様性への理解や子どもへの性暴力に対する取組が位置付けられたことは、評価に値する。</p> <p>今後は、LGBTQ、SOGIや子どもへの性暴力などについて、児童・生徒のみならず、保護者の理解認識を深め、問題発生の予防等に努めるための情報発信等の取組も積極的に展開されることを期待する。</p>
	人権尊重や男女平等の視点から各校の教育課程を確認し、内容の改善を図ることができた。具体的には、子どもたちを性暴力の当事者にしないための取組や、子どもたちの基本的人権に配慮し、多様性を尊重する、一人一人を大切にされた教育が各校の教育課程に位置付けられた。	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	SOGIについて、児童・生徒及び保護者に対して理解・啓発を促す取組が不十分であった。他区で行われた児童・生徒を対象とするジェンダーに関する講演を視察しに行くことにより、今後の取組の参考とすることができたものの、実際の取組に結び付けることができなかった。	
【次年度の改善に向けた課題・取組】	<p>SOGIについて、児童・生徒及び保護者に対して理解・啓発を促す取組を具体的に実践に移すことが課題として挙げられる。その際、講師の選定への配慮が必要となるため、総務課ダイバーシティ推進担当に相談しながら進める。</p>	
所管課による年度評価		3

※1 LGBTQ+・・・「LGBT」はレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字を取った言葉です。性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）を広く表す言葉の一つでもあります。また、末尾に、自身の性別や性的指向に揺れを感じ特定できないと考えるQ=クエスチョニングなど、様々な性的マイノリティの頭文字が加えられ、「LGBTQ」「LGBTQ+」などと言われることもあります。

※2 SOGIとは・・・Sexual OrientationとGender Identityの頭文字をとったもので、「性的指向」と「性自認」を意味しています。

重点項目

総務課

事業番号	事業名	事業概要					
8	男女平等センターにおける学習機会の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	男女平等センター利用件数（件）		4,379	4,039	3,620		
②	男女平等センター利用者数（人）		58,121	52,814	51,487		
③	利用稼働率（%）		52.8%	48.3%	36.8%		
④	男女共同参画週間記念講演会（年1回） / 参加人数（人）		48	71	70		
⑤	区政を知る懇談会（年2回） / 参加人数（人）		47	64	59		
⑥	配偶者等暴力防止啓発事業（年1回） / 参加人数（人）		15	21	32		
⑦	女性活躍推進事業（年1回） / 参加人数（人）		89	56	105		
⑧	啓発誌の発行（年3回） / 発行部数（部）		6,000	4,500	4,500		
⑨	資料コーナー（蔵書数（冊））		7,212	7,255	7,292		
⑩	家庭生活への参画支援事業（年3回） / 参加人数（人）		47	36	36		
⑪	男女平等センターまつり（年1回） / 参加人数（人）		811	888	964		
⑫	利用者懇談会（年2回） / 参加人数（人）		23(中止1)	61	56		
⑬	登録団体活動報告会（年1回） / 参加人数（人）		22	16	37		
⑭	登録団体企画助成事業（年1回） / 参加人数（人）		52	25	48		
⑮	社会参画支援事業（年4回） / 参加人数（人）		121	100(中止1)	151		
年度	事業名/講師					参加人数	事業視点※
R6	④	女性史100年を描いたコメディ演劇映画「MIMOZA WAYS 1910～2020」上映&トーク・解説 / 石田久仁子 氏・リポアル堀井なみの 氏				70	男女平等
	⑤	「わたしが始めるSDGs!! ～びん・缶・ペットボトル・プラスチックのリサイクル～」 / 戸部 昇 氏				26	総合
		「サイバー犯罪被害防止講座 ～ネット上の危険から身を守るための方法～」 / 警視庁サイバーセキュリティ対策本部担当員				33	防災
	⑥	児童虐待を経験した若者たちのドキュメンタリー映画「REAL VOICE」上映、監督トーク / 山本昌子 氏				32	DV防止
	⑦	「ジェンダー後進国に生きる私たち ～地域から何が変えられるのか～」 / 浜田敬子 氏				105	男女平等
	⑩	男のクッキング -おつまみにもなる栄養を考えた献立- / 古川協子 氏				12	家事
		パパとクッキング / 古川協子 氏				24	家事・育児
	⑪	「ジェンダーの視点から生き方を考える！」 / 肉乃小路ニクヨ 氏				107	SOGI
		まつりシネマ「ヘアテの贈りもの」				50	女性活躍
	⑭	「日本の経済・産業・女子教育・医学を支えた新札三人の偉人 ～渋沢栄一・津田梅子・北里柴三郎～」 / 関 賢二 氏				48	総合
	⑮	「女性議員はなぜ増えないのか？ 『一步前に出る女性』を応援できる社会に」 / 濱田真里 氏				29	女性活躍
		映画「<主婦>の学校」自分の家じごと ～自立した人生を楽しむために～				23	家事
		「どうする災害時のトイレ対策！ ～自宅で・外出先で・避難所で～」 / 高橋聖子 氏				56	防災
		「応援！理工系女子 ～数学と音楽：創造の醍醐味～」 / 中島さち子 氏				43	女性活躍

※ 事業視点は、「男女平等」「女性活躍」「家事」「育児」「介護」「若年層」「地域参加」「SOGI」「DV防止」「防災」「総合」に分類しています（複数の視点を持つ事業もあります。）。

所管課による R6年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点（4段階評価）
4	A 男女平等意識の向上を促している。	4：十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3：ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。	2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価
R6	<p>【評価できる点とその根拠・理由】</p> <p>「応援！理工系女子 ～数学と音楽：創造の醍醐味～」では、理工系分野に興味のある方をはじめ、数学や理科が苦手な生徒や保護者にも参加を呼び掛けるなど、参加してほしい対象をより明確にした広報を行い、当日は児童生徒を含め43人の集客することができた。</p> <p>男のクッキングのアンケートでは、受講した男性から「家で自分も料理したいと思った」という意見が上がるなど、受講者の意識が変化したことが分かり、それぞれの事業が男女平等参画の推進に寄与していると評価することができる。</p> <p>【取組が不十分だった点とその理由】</p> <p>参加者が大幅に増加した事業等がないことから、裾野の拡大が課題である。そのため、男女平等参画に関心がない人にも参加を促すため、SNSによる情報発信などの時流にあった情報提供をしていく必要がある。また、開催方法も、区ケーブルテレビで放映した事業もあったが、対面開催が中心であったため、多様な方法で開催していく必要がある。</p> <p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>男女平等参画意識の裾野を拡大するため、SNSを活用した情報発信を検討する。また、事業に応じて開催方法を再検討するなど、多様な開催方法を引き続き研究していく。</p> <p style="text-align: right;">所管課による年度評価</p> <p style="text-align: right;">4</p>	
R5	<p>【評価できる点とその根拠・理由】</p> <p>社会参画支援事業「避難生活で「命と健康」本当に守れますか？」は、社会的関心事を捉えたテーマの設定と、能登半島地震直後とも重なり、予想以上の多くの参加者に、女性を含む多様な視点からの防災対策について考える機会を提供し、参加者の関心を深めることができた。</p> <p>啓発誌の発行に当たっては、事業の紹介だけでなく、性犯罪に関する刑法の改正についても取り上げるなど、社会の動きを捉えた紙面作成を行い、男女平等参画の啓発に役立っている。</p> <p>【取組が不十分だった点とその理由】</p> <p>参加者が定員に達しておらず、昨年度より減少した事業があった。これは、対面のみでの開催となり、参加者の利便性の考慮が十分でなかった点や、事業周知が十分でなかったことが要因と考えられる。</p> <p>女性の理工系分野への参画を促す事業については、5年度の男女平等センター事業を既に計画していたため、年度途中での追加開催には至らなかった。</p> <p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>参加者の利便性を考慮し、内容によって対面開催やオンラインなど開催方法を使い分けるとともに、既存の広報ツールだけでなく、SNSによる情報発信など、効果的な周知方法を研究していく。</p> <p>また、女子中高生等が理工系分野に興味を持ってもらえるような取組を実施する。</p> <p style="text-align: right;">所管課による年度評価</p> <p style="text-align: right;">4</p>	<p>実施される事業の中には、男女平等参画の推進とどうつながっているのか見えにくいものがあるので、誰に対して、どのような目的でその事業を行うのか、また、参加者の受講前後の男女平等に対する意識変化を把握することなどにより、それぞれの事業が男女平等参画の推進にどのように寄与するものかが分かるよう、見える化に取り組みたい。</p> <p>事業の周知については、関心がある人はもとより関心がない人に対する働きかけが重要であることから、SNSによる情報発信など、時流にあった情報提供の仕方を研究し、ジェンダー平等意識の裾野の拡大に取り組みたい。</p> <p>女子高生・女子学生に理工系分野への興味関心を持ってもらうためには、より早い時期からの機会の提供が必要であることから、幼児から小学生にまでを対象とした事業を男女平等センターで実施することも検討されたい。</p>
R4	<p>【評価できる点とその根拠・理由】</p> <p>DV防止、育児、家事、介護など、様々な切り口で男女平等についての学習機会を提供している。</p> <p>女性の活躍に関する企画においては、特に多くの参加者があり、女性活躍の視点からジェンダー平等の推進に寄与している。</p> <p>男性の育児や家事への主体的な参加を促す企画として、子どもと一緒に参加するイベントを開催することにより、世代間の交流を図るとともに、男性の家庭生活への参画支援に取り組んだ。</p> <p>男女平等センターまつりについては、コロナ前とほぼ同様の形で開催し、男女平等センターの周知・利用促進に寄与することができた。</p> <p>【取組が不十分だった点とその理由】</p> <p>男女共同参画週間記念講演会など、昨年度よりも参加者が減少した企画もあるため、事業の研究、SNSによる情報発信など、一層の事業周知を行っていく必要がある。</p> <p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>引き続き、区民の関心や社会状況の変化に応じた事業を企画し、男女平等の実現を目指していく。</p> <p style="text-align: right;">所管課による年度評価</p> <p style="text-align: right;">4</p>	<p>講座等への集客のために特に注目すべき点は、テーマと開催方法の設定である。毎年課題としている「区民の関心や社会状況の変化に応じたテーマ設定」の具現化に向けた取組が必要である。また、オンデマンド開催の実現に向け、インフラ整備や別会場での開催等も視野に新たな方策を考えられたい。</p> <p>情報発信については、これまでの取組に加え、メーリングリストによる一斉送信等を取り入れ、より効果的な周知啓発に努められたい。</p> <p>今年度実績のなかった「理系女性育成事業」は、類似事業とのコラボレーションや中高生の関心を引くような仕掛けづくり、また、保護者のニーズを捉えたテーマ設定等に留意され、開催の実現に取り組みられたい。</p>

重点項目

総務課

事業番号	事業名	事業概要					
10	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	男女平等参画啓発事業 (回)		6	7	7		
②	性自認及び性的指向に関する対応研修・セミナー (講座) の実施		4	4	4		
③	各種講演会、シンポジウム、講義などへの参加 (人)		3	—	—		
④	内閣府「理工チャレンジ事業」応援団体登録 (件)		1	1	1		
⑤	後援事業 (回)		1	—	—		
事業名/講師						参加人数	事業視点※
R6	① 女性しごと応援キャラバン in 文京/在宅ワーク入門セミナー/講師：株式会社テレワークマネジメント シニアテレワークコンサルタント 鶴澤 純子氏【共催】東京しごと財団				73	女性活躍	
	女性しごと応援キャラバン in 文京/明日から使える就活ノウハウ「通る書類・受かる面接」/講師：国家資格キャリアコンサルタント・産業カウンセラー 滝澤 理砂氏【共催】東京しごと財団				53	女性活躍	
	国際女性デー/国際女性デー企画 自分色で彩るジェンダー平等の未来/第1部 パネルディスカッション、メディア・広告から有害なステレオタイプ撤廃を目指す「アンステレオタイプアライアンス日本支部」取り組み報告 /第2部 基調講演 講師：ジェーン・スー氏 (コラムニスト、ラジオパーソナリティ)				189	女性活躍	
	DVへの気付き・つなげる支援事業/人間関係で傷ついたあなたへ～自分らしさを取り戻すために～/講師：西山 さつき氏 (NPO法人レジリエンス代表理事)				26	総合	
	出前講座/順天堂大学/国際理解講座/UN Womenという国際機関について等/講師：UN Women (国連女性機関) 日本事務所				約60	女性活躍	
	出前講座/順天堂大学/ジェンダー講座/文京区におけるジェンダー平等とダイバーシティの推進について				約20	女性活躍	
	出前講座/文京区青少年プラザ/デートDV出前講座 講師：染矢 明日香氏 (NPO法人ピルコン 理事長)				16	DV防止	
	② 【オンライン開催】性自認及び性的指向に関する対応研修 一般職員向け		講師：認定NPO法人ReBit		21	SOGI	
	【オンライン開催】性自認及び性的指向に関する対応研修 教職員向け		講師：認定NPO法人ReBit		121	SOGI	
	【オンライン開催】性自認及び性的指向に関する対応研修 企業向け		講師：株式会社アウト・ジャパン代表取締役 屋成 和昭氏		12	SOGI	
文京SOGIにじいる映画会「世界は僕らに気づかない」(区民向け講座)		トークライブゲスト：株式会社アウト・ジャパン代表取締役 屋成 和昭氏		106	SOGI		
③	「日本女性会議」令和6年度は開催なし				-	総合	
④	理工系分野に興味がある女子高生・女子学生を応援するため、内閣府男女共同参画局が中心となり、理工系分野が充実している大学や企業など『リコチャレ応援団体』の取組やイベント、理工系分野で活躍する女性からのメッセージなどを紹介する取組【先輩からの応援メッセージ登録】R6: 1件				-	若年層	

※ 事業視点は、「男女平等」「女性活躍」「家事」「育児」「介護」「若年層」「地域参加」「SOGI」「DV防止」「防災」「総合」に分類しています (複数の視点を持つ事業もあります)。

所管課による R6年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点 (4段階評価)
4	A 男女平等意識の向上を促している。	4 : 十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3 : ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。	2 : 不十分であった。 1 : 全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価
R6	<p>【評価できる点とその根拠・理由】</p> <p>男女平等センター指定管理事業の中で、理工系分野で活躍されている講師をお呼びしたセミナーを実施し、女子高生・女子学生が理工系分野に興味関心を持ち、将来のキャリアを考えるための良い機会を提供することができた。</p> <p>オンライン開催等、対面開催に限らない様々な方法で事業を実施し、事業内容に応じた開催をすることができた。</p> <p>UN Women日本事務所長や女性からの支持が厚い著名エッセイストによる講演や就職を支援するセミナー等を実施するなど、各種事業の充実を図ることができた。</p> <p>アンケートをとった全ての事業で満足度や理解度等が8~9割と高く、男女平等参画意識の普及・啓発を進めることができた。</p>	
	<p>【取組が不十分だった点とその理由】</p> <p>オンライン開催等については、途中、映像が途切れるなどのトラブルが生じたため、施設の通信環境の整備も重要である。</p>	
	<p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>現在改修工事中の文京区男女平等センターについて、施設の開館に合わせて、充実した通信環境を整備できるよう所管部署と調整していく。</p>	
	<p>所管課による年度評価</p> <p style="text-align: right;">4</p>	
R5	<p>【評価できる点とその根拠・理由】</p> <p>SNSを活用した周知効果等もあり、多くの事業で参加者が増加し、男女平等参画意識の普及・啓発を広く行うことができた。</p> <p>国際女性デーシンポジウムにおいては、直接来場できなかった方にもご覧いただけるよう、開催後に文京区公式チャンネルで動画配信を行い、多くの方にジェンダー平等や性別に捉われない生き方などのメッセージを届けることができた。</p> <p>区内の小学生の男女平等について考えるきっかけの場として出前講座を実施し、大人だけではなく、幅広い世代への男女平等参画意識の啓発を行うことができた。</p>	<p>対面開催に限らず様々な開催方法を引き続き検討し、男女平等参画意識の普及啓発を一層進められたい。</p> <p>また、女子高生・女子学生に理工系分野への興味関心を持っていただく取組については、多くの大学が集積する文京区の特徴を生かした実施方法の検討やその分野で活躍されている講師を招へいするなど、キャリア学習に資する事業展開を期待する。</p>
	<p>【取組が不十分だった点とその理由】</p> <p>会場や必要機材の確保ができないなどの問題があり、オンライン併用の講座を充実させることができなかった。</p>	
	<p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>女子高生・女子学生が理工系分野に興味を持ってもらうような取組を行うことができなかったため、指定管理者にも働きかけ、理工チャレンジに関連する事業を実施する。</p> <p>更なる集客を見込むため、事業内容によって対面開催やオンライン、動画配信等の使い分けを行う。</p>	
	<p>所管課による年度評価</p> <p style="text-align: right;">4</p>	
R4	<p>【評価できる点とその根拠・理由】</p> <p>昨年に引き続き、多種多様な講座を開催し、多くの講座で昨年度を上回る参加者があった。特に、教職員向けの「性自認及び性的指向に関する対応研修」については、前年から36人増え、積極的な参加が見られた。</p> <p>また、駒本小学校で行った出前講座では、男女の違いにしばられず、互いを尊重し認め合うことの大切さを考える機会を、子どもたちに提供することができた。</p>	<p>女子高生・女子学生の理工系分野への参画を促進するため、既に企画されている事業との連携やネットワークの構築を考えられたい。</p> <p>また、その他の事業についても、テーマ設定、開催方法及び情報発信について特に考慮し、効果的な集客につなげられたい。</p>
	<p>【取組が不十分だった点とその理由】</p> <p>「理工チャレンジ事業」先輩からの応援メッセージ登録については、昨年度を下回り、1件のみとなった。理工系分野に興味がある女子高生・女子学生を応援するためにも、メッセージ登録を増やしていく必要がある。</p>	
	<p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>オンライン併用の講座を充実させるとともに、SNSを利用した積極的な周知を行い、更なる参加者の増加につなげる。</p> <p>引き続き、幅広い世代が興味・関心を持つ講座を開催し、男女平等参画意識の普及・啓発を図っていく。</p>	
	<p>所管課による年度評価</p> <p style="text-align: right;">4</p>	

重点項目

関係課

事業番号	事業名	事業概要					
14	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	関係団体数(団体)		46	46	48		
②	関係団体の会長職における女性の割合(%)		14.62%	14.62%	16.98%		
②	会長職の性別人数	男性	222	222	220		
		女性	38	38	45		
③	役員における女性の割合が50%を超える団体数と割合	団体数	10	9	12		
		割合(%)	21.7%	19.6%	25.0%		
④	役員や委員の選出に当たり、男女いずれか一方に偏らないように働きかけた団体数と割合	団体数	13	19	21		
		割合(%)	28.3%	41.3%	43.8%		
⑤	男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう働きかけた団体数と割合	団体数	10	12	14		
		割合(%)	21.7%	26.1%	29.2%		

所管課による R6年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点(4段階評価)
2	A 男女平等意識の向上を促している。	4 : 十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3 : ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。	2 : 不十分であった。 1 : 全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価
R6	【評価できる点とその根拠・理由】 会長職における女性の割合、役員における女性の割合が50%を超える団体数と割合等は増加傾向にあり、男女平等参画の視点に立った組織運営が着実に進んでいる。 地域活動団体における男女比の改善のため、団体と関わりのある複数の部署にヒアリングを行い、現状把握、改善のための取組を依頼するなどの働きかけを行った。	
	【取組が不十分だった点とその理由】 数値は増加傾向にあるものの、いまだ低い数値であるため、引き続き、各種団体が前向きに取り組んでいけるような数値の公表方法や団体の実情に応じた評価方法を研究していく必要がある。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 引き続き所管部署に対しヒアリング等を行い、男女平等の視点に立った団体運営について働きかけを行うとともに、数値公表の方法や団体の実情に応じた評価方法を研究していく。	
	所管課による年度評価	
R5	【評価できる点とその根拠・理由】 役員や委員の選出に当たり、男女いずれか一方に偏らないように働きかけた団体数、男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう働きかけた団体数は年々増加している。	地域活動団体における男女比の改善には、従前より行ってきた働きかけだけでは十分とは言えないため、新たな手法や方針を検討されたい。 例えば、数値の公表方法については、各種団体の前向きな取組を促すような従来とは異なる新たな手法を考えられたい。 また、団体によっては役員という定義がされていなくても、実際は女性が積極的に活躍している場合もあるので、現状把握と団体の実情に応じた評価方法についても検討が必要である。
	【取組が不十分だった点とその理由】 各団体における女性の割合について、集計していないと答えた団体は1つ減ったが、男女平等の視点に立った団体運営が行われるよう、引き続き数値と理由の把握に努めていく必要がある。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 引き続き所管部署に対し、男女平等の視点に立った団体運営について働きかけを行うよう、また、女性割合の数値の把握等にも努めていくよう依頼する。	
	所管課による年度評価	

R4	【評価できる点とその根拠・理由】	<p>地域活動団体へは、男女それぞれを会長とする二人制の導入や会長が男性の場合は、副会長を女性にするなど、男女平等参画の視点に立った運営を目指すよう働きかけられたい。</p> <p>また、各団体における女性の割合の数値の公表は、意識付けに有効と考えられることから、正確な数値に限らず概数でも可とし、より積極的な公表を進めるとともに、非公表の団体については、公表できない理由の把握に努められたい。</p>
	各課から推薦された男女平等推進委員に対し、地域活動団体や、関係団体等へのちらし等を用いた働きかけについて協力依頼を行った。また、ちらしをより分かりやすく見直したことで、所管部署からの団体への働きかけは昨年度より増加した。	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	関係団体の会長職における女性の割合は微減となり、女性役員の割合とともに依然停滞している。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
	所管部署に対し、男女平等の視点に立った団体運営について働きかけを行うよう継続して依頼するとともに、幹事会等で所管課長への呼び掛けを行うなど、一層の働きかけを促す。	
	所管課による年度評価	2

関係課一覧

事業番号	事業名	事業概要	R6							
14	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。	団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長 職 男 性	会長 職 女 性	役員 の 女 性 比	役員や委員の選出に当たっては男女いずれか一方に偏らないよう働きかけをしたか	各種団体が男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう所管課として働きかけをしたか		
							はい	いいえ	はい	いいえ
1	税務課 小石川・本郷納税貯蓄組合連合会	納税貯蓄組合法に基づき、納税資金の貯蓄を行うことにより確実な納付を目的とした団体	集計していない。	2		28%		○		○
2	防災危機管理課 小石川消防団	区民で構成される地域防災組織	22%	1		0%		○		○
3	本郷消防団	区民で構成される地域防災組織	20%	1		7%		○		○
4	各NPO法人、ボランティア団体	非営利活動団体	集計していない。			集計していない。		○		○
5	区民課 各町会・自治会	地域活動団体	集計していない。	142	12	38%		○		○
6	文京区町会連合会	地域活動団体	集計していない。	1		0%		○		○
7	文京さくらまつり実行委員会	文京さくらまつりを実施運営するための委員会	13% (集計方法見直しのため)	1		13%		○		○
8	文京つつじまつり実行委員会	文京つつじまつりを実施運営するための委員会	11% (実行委員交代のため)	1		11%		○		○
9	文京あじさいまつり実行委員会	文京あじさいまつりを実施運営するための委員会	7%	1		7%		○		○
10	文京菊まつり実行委員会	文京菊まつりを実施運営するための委員会	26%	1		26%		○		○
11	アカデミー推進課 文京梅まつり実行委員会	文京梅まつりを実施運営するための委員会	10%	1		10%		○		○
12	文京朝顔・ほおずき市実行委員会	文京朝顔・ほおずき市を実施運営するための委員会	17% (実行委員交代のため)	1		17%		○		○
13	根津・汐見地区合同事業実行委員会	根津・千駄木下町まつりを実施運営するための委員会	18%	1		18%		○		○
14	文京建築会	地域における建築と環境に関わる文化の創造発展を目指す団体	14%	1		14%		○		○
15	文京一葉会	樋口一葉の功績顕彰等の各種活動を行う団体	38%	1		38%		○		○
16	春日忌実行委員会	春日局の功績顕彰と文化的遺産、史跡等の伝承等のための各種活動を行う団体	15%	1		0%		○		○
17	文京ふるさと歴史館友の会	地域文化の向上に寄与するための文京ふるさと歴史館協力団体	集計していない。	1		36%		○		○
18	スポーツ振興課 文京区体育協会	スポーツの普及・振興をし、区民の体力向上とスポーツ精神高揚を図り、各種スポーツ団体の育成を目指している組織	集計していない。	1		21%		○		○
19	スポーツ推進委員会	地域スポーツの振興を目的とした委員であるスポーツ推進委員の職務遂行のための協議会・連絡会（任意団体）	約38%		1	50%		○		○
20	スポーツ交流ひろば自主運営委員会	地域スポーツ振興を目的とし、学校施設のスポーツ開放を運営する団体（8団体）	約46%	5	3	45%		○		○
21	福祉政策課 文京区民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員で構成され、活動の向上を図るための組織	約76%		1	85%		○		○
22	文京区社会福祉協議会	社会福祉事業の企画・実施により地域福祉を推進する団体	約73% (新規の男性職員の増加のため)	1		54%		○		○

所管課	団体名	団体の概要	団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長 職 男性	会長 職 女性	役員 の 女性比	役員や委員の選出に当たっては男女いずれか一方に偏らないよう働きかけをしたか		各種団体が男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう所管課として働きかけをしたか	
							はい	いいえ	はい	いいえ
23	高齢福祉課 話し合い員連絡協議会	話し合い員で構成される活動体	99%		1	100%		○		○
24	高齢者クラブ連合会	文京区内の高齢者クラブで構成される横断的な活動体	約70%		1	53%	○			○
25	障害福祉課 大塚福祉作業所保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上		1	0%		○		○
26	小石川福祉作業所保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上		1	0%		○		○
27	本郷福祉センター保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上		1	100%		○		○
28	ンター教育セ 教育センター幼児部父母会	児童発達支援事業利用児の保護者の会	現在、休会中のため実績なし							
29	児童青少年課 文京区青少年健全育成会(9地区)	青少年健全育成活動の推進団体	約30%		9	集計していない。		○		○
30	放課後全児童向け事業運営委員会	各小学校における放課後全児童向け事業運営事業者の評価・選定をする団体	約48%		15	5	集計していない。		○	○
31	子どもひろば自主運営委員会	こどもの遊び場として、校庭開放を運営する地域の方で構成された団体(5団体)	集計していない。		4	1	集計していない。		○	○
32	福祉政 策課 文京区保護司会	犯罪者の更正と保護を目的とした団体	約44%		1	46%		○		○
33	総務課 文京区女性団体連絡会	文京区の女性団体で構成する横断的な連絡会	90%		1	100%	○			○
34	生活衛生課 文京動物愛護協会	動物に対する「飼い主のマナー向上」と「正しいしつけ」を啓発する団体	62%		1	80%		○		○
35	東京都薬物乱用防止推進文京区地区協議会	薬物乱用防止のため啓発活動を推進する団体	25%		1	42%		○		○
36	道路課 文の京ロード・サポート	ボランティア団体	集計していない。		15	5	集計していない。		○	○
37	公園みどり 公園課 公園ガーデナー(平日)	公園花壇の植栽と手入れをする団体	82%		1	100%		○		○
38	公園ガーデナー(休日)	公園花壇の植栽と手入れをする団体	90%		1	100%		○		○
39	リサイクル文京	廃棄物の発生抑制や環境に配慮した活動を行う団体	88%		1	80%		○		○
40	ステージ・エコ実行委員会	地域の発展と活性化に寄与するフリーマーケット事業を行う委員会	85%		1	75%		○		○
41	文京エコ・リサイクルフェア実行委員会	地域の発展と活性化に寄与する3R啓発を行う委員会	50%		1	25%		○		○
42	幼稚園PTA連合会	区立幼稚園(10園)のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	81%		1	60%	○			○
43	小学校PTA連合会	区立小学校(20校)のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	56%		1	30%	○			○
44	中学校PTA連合会	区立中学校(10校)のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	45%		1	10%	○			○
45	青少年委員会	学校支援を中心に事業をコーディネートする青少年委員で構成される団体 役員:正副会長及び各部長、副部长15人	43%		1	50%	○			○
46	地域学校協働本部	地域教育協議会・地域コーディネーター・学習支援員・協働活動支援員で構成された団体。ただし、地域コーディネーターの構成比とする。	64%		1	33%	○			○
47	図書館 ライブラリーパートナー	図書館運営に協力するボランティア団体	集計していない。		9	集計していない。		○		○
48	選挙管理 委員会 明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進拡充のための活動を行う団体	30%		1	30%		○		○

事業番号		事業名		事業概要																		
14		地域活動団体への男女平等参画の働きかけ		各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等を作成し働きかける。																		
所管課	団体名	団体の概要	R2				R3				R4				R5				R6			
			団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長職 男性	会長職 女性	役員 の女性比	団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長職 男性	会長職 女性	役員 の女性比	団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長職 男性	会長職 女性	役員 の女性比	団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長職 男性	会長職 女性	役員 の女性比	団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長職 男性	会長職 女性	役員 の女性比
1	税務課 小石川・本郷納税貯蓄組合連合会	納税貯蓄組合法に基づき、納税資金の貯蓄を行うことにより確実な納付を目的とした団体	集計していない。	2		29%	集計していない。	2		40%	集計していない。	2		40%	集計していない。	2		43%	集計していない。	2		28%
2	防災課 小石川消防団	区民で構成される地域防災組織	20.6%	1		0%	19% (退任希望の女性が若干名いたため)	1		0%	21%	1		0%	21%	1		0%	22%	1		0%
3	本郷消防団	区民で構成される地域防災組織	22.0%	1		6%	21% (退任希望の女性が若干名いたため)	1		16%	21%	1		12%	20%	1		7%	20%	1		7%
4	各NPO法人、ボランティア団体	非営利活動団体	集計していない。			集計していない。	集計していない。			集計していない。	集計していない。			集計していない。	集計していない。			集計していない。	集計していない。			集計していない。
5	区民課 各町会・自治会	地域活動団体	集計していない。	143	11	集計していない。	集計していない。	143	11	38%	集計していない。	143	11	38%	集計していない。	142	12	38%	集計していない。	142	12	38%
6	文京区町会連合会	地域活動団体	集計していない。	1		7%	集計していない。	1		7%	集計していない。	1		7%	集計していない。	1		11%	集計していない。	1		0%
7	文京さくらまつり実行委員会	文京さくらまつりを実施運営するための委員会	2年度実施なし			2年度実施なし	34%	1		16%	32%	1		13%	32%	1		13%	13% (集計方法見直しのため)	1		13%
8	文京つじまつり実行委員会	文京つじまつりを実施運営するための委員会	2年度実施なし			2年度実施なし	3年度実施なし			3年度実施なし	21%	1		11%	12%	1		11%	11% (実行委員交代のため)	1		11%
9	文京あじさいまつり実行委員会	文京あじさいまつりを実施運営するための委員会	2年度実施なし			2年度実施なし	3年度実施なし			3年度実施なし	3%	1		3%	3%	1		3%	7%	1		7%
10	文京菊まつり実行委員会	文京菊まつりを実施運営するための委員会	14%	1		16%	22%	1		22%	23%	1		23%	25%	1		25%	26%	1		26%
11	アカデミー推進課 文京梅まつり実行委員会	文京梅まつりを実施運営するための委員会	23%	1		18%	12% (女性委員退任のため)	1		0%	12%	1		0%	8%	1		0%	10%	1		10%
12	文京朝顔・ほおずき市実行委員会	文京朝顔・ほおずき市を実施運営するための委員会	2年度実施なし			2年度実施なし	3年度実施なし			3年度実施なし	18%	1		0%	20%	1		13%	17% (実行委員交代のため)	1		17%
13	根津・汐見地区合同事業実行委員会	根津・千駄木下町まつりを実施運営するための委員会	2年度実施なし			2年度実施なし	3年度実施なし			3年度実施なし	22%	1		0%	16%	1		0%	18%	1		18%
14	文京建築会	地域における建築と環境に関わる文化の創造発展を目指す団体	集計していない。	1		0%	集計していない。	1		14%	集計していない。	1		14%	集計していない。	1		14%	14%	1		14%
15	文京一葉会	樋口一葉の功績顕彰等の各種活動を行う団体	集計していない。	1		25%	集計していない。	1		33%	集計していない。	1		37%	集計していない。	1		37%	38%	1		38%
16	春日忌実行委員会	春日局の功績顕彰と文化的遺産、史跡等の伝承等のための各種活動を行う団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15%	1		0%
17	文京ふるさと歴史館友の会	地域文化の向上に寄与するための文京ふるさと歴史館協力団体	集計していない。	1		25%	集計していない。	1		25%	集計していない。	1		25%	集計していない。	1		25%	集計していない。	1		36%
18	文京区体育協会	スポーツの普及・振興をし、区民の体力向上とスポーツ精神高揚を図り、各種スポーツ団体の育成を目指している組織	集計していない。	1		13%	集計していない。	1		13%	集計していない。	1		13%	集計していない。	1		13%	集計していない。	1		21%
19	スポーツ推進委員会	地域スポーツの振興を目的とした委員であるスポーツ推進委員の職務遂行のための協議会・連絡会（任意団体）	約31%	1		50%	約31%	1		50%	約35%	1		42%	約34%	1		37%	約38%	1		50%
20	スポーツ交流ひろば自主運営委員会	地域スポーツ振興を目的とし、学校施設のスポーツ開放を運営する団体（8団体）	約半数	8	1	集計していない。	約半数	8	2	集計していない。	約半数	6	2	集計していない。	約半数	6	2	41%	約46%	5	3	45%

所管課	団体名	団体の概要	R2				R3				R4				R5				R6			
			団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長 職 男性	会長 職 女性	役員 の 女性比	団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長 職 男性	会長 職 女性	役員 の 女性比	団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長 職 男性	会長 職 女性	役員 の 女性比	団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長 職 男性	会長 職 女性	役員 の 女性比	団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長 職 男性	会長 職 女性	役員 の 女性比
21	福祉政策課 文京区民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員で構成され、活動の向上を図るための組織	約74%		1	85%	約74%		1	85%	約74%		1	85%	約76%		1	85%	約76%		1	85%
22	文京区社会福祉協議会	社会福祉事業の企画・実施により地域福祉を推進する団体	約76%	1		54%	約83%	1		46%	約83%	1	46%	約81% (新規の男性職員の増加のため)	1		46%	約73% (新規の男性職員の増加のため)	1		54%	
23	高齢福祉課 話し合い員連絡協議会	話し合い員で構成される活動体	100%		1	100%	100%		1	100%	99%		1	100%	99%		1	100%	99%		1	100%
24	高齢者クラブ連合会	文京区内の高齢者クラブで構成される横断的な活動体	約70%	1		53%	約70%	1		47%	約70%	1	47%	約70%	1		47%	約70%	1		53%	
25	障害福祉課 大塚福祉作業所保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上		1	100%	90%以上	1		0%	90%以上	1	0%	90%以上	1		0%	90%以上	1		0%	
26	小石川福祉作業所保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上		1	100%	100%		1	100%	100%		1	100%	90%以上	1		0%	90%以上	1		0%
27	本郷福祉センター保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上		1	100%	90%以上		1	100%	90%以上		1	100%	90%以上		1	100%	90%以上		1	100%
28	ンター教育セ 教育センター幼児部父母会	児童発達支援事業利用児の保護者の会	100%		1	100%	現在、休会中のため 実績なし				現在、休会中のため 実績なし				現在、休会中のため 実績なし				現在、休会中のため 実績なし			
29	児童青少年課 文京区青少年健全育成会（9地区）	青少年健全育成活動の推進団体	集計していない。	9		32%	集計していない。	9		集計していない。	集計していない。	9	集計していない。	約40%	9		集計していない。	約30%	9		集計していない。	
30	放課後全児童向け事業運営委員会	各小学校における放課後全児童向け事業運営事業者の評価・選定をする団体。	集計していない。	12	5	集計していない。	集計していない。	13	5	集計していない。	集計していない。	14	4	集計していない。	集計していない。	14	4	集計していない。	約48%	15	5	集計していない。
31	こどもひろば自主運営委員会	こどもの遊び場として、校庭開放を運営する地域の方の集まり（5団体）	集計していない。	4	1	集計していない。	集計していない。	4	1	集計していない。	集計していない。	4	1	集計していない。	集計していない。	4	1	集計していない。	集計していない。	4	1	集計していない。
32	福祉政策課 文京区保護司会	犯罪者の更正と保護を目的とした団体	約39%	1		59%	約43%	1		46%	約44%	1	46%	約44%	1		46%	約44%	1		46%	
33	総務課 文京区女性団体連絡会	文京区の女性団体で構成する横断的な連絡会	90%		1	100%	90%		1	100%	90%		1	100%	90%		1	100%	90%		1	100%
34	生活衛生課 文京動物愛護協会	動物に対する「飼い主のマナー向上」と「正しいしつけ」を啓発する団体	62%		1	80%	62%		1	80%	62%		1	80%	62%		1	80%	62%		1	80%
35	東京都薬物乱用防止推進文京区地区協議会	薬物乱用防止のため啓発活動を推進する団体	25%	1		42%	25%	1		42%	25%	1	42%	22%	1		42%	25%	1		42%	
36	道路課 文の京ロード・サポート	ボランティア団体	集計していない。	19	1	集計していない。	集計していない。	18	1	集計していない。	集計していない。	18	1	集計していない。	集計していない。	18	1	集計していない。	集計していない。	15	5	集計していない。
37	公みどり 公園ガーデナー（平日）	公園花壇の植栽と手入れをする団体	79% (区報で募集をかけたところ 男性が若干増えたため)	1		0%	79%	1		0%	76.7% (新規の男性参加者の増加のため)	1	0%	89%	1		100%	82%		1	100%	
38	公園ガーデナー（休日）	公園花壇の植栽と手入れをする団体	78% (区報で募集をかけたところ 男性が若干増えたため)	1		100%	90%	1		100%	80% (新規の男性参加者の増加のため)	1	100%	90%	1		100%	90%		1	100%	
39	リサイクル文京	廃棄物の発生抑制や環境に配慮した活動を行う団体	88%		1	86%	88%		1	86%	88%		1	88%	88%		1	80%	88%		1	80%
40	ステージ・エコ実行委員会	地域の発展と活性化に寄与するフリーマーケット事業を行う委員会	87%		1	75%	87%		1	75%	85.7% (辞任により女性委員が減少したため)	1	75%	84.6% (辞任により女性委員が減少したため)	1		75%	85%		1	75%	
41	文京エコ・リサイクルフェア実行委員会	地域の発展と活性化に寄与する3R啓発を行う委員会	40%		1	50%	47%		1	50%	37.5% (各団体の推薦により女性委員が減少したため)	1	50%	40%	1		25%	50%		1	25%	

所管課	団体名	団体の概要	R2			R3			R4			R5			R6							
			団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長職 男性	会長職 女性	役員 の 女性比																
42	幼稚園PTA連合会	区立幼稚園（10園）のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	90% 各園PTAでの改選のため		1	90%	89% (各園PTAでの改選のため)	1		70%	92% 各園PTAでの改選のため	1		70%	72% 各園PTAでの改選のため	1		33%	81%	1		60%
43	小学校PTA連合会	区立小学校（20校）のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	48% 各校PTAでの改選のため	1		10%	50%	1		15%	60%	1		15%	50%	1		25%	56%	1		30%
44	中学校PTA連合会	区立中学校（10校）のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	53% 各校PTAでの改選のため	1		10%	50% (各校PTAでの改選のため)	1		10%	48% 各校PTAでの改選のため	1		10%	39% 各校PTAでの改選のため	1		0%	45%	1		10%
45	青少年委員会	学校支援を中心に事業をコーディネートする青少年委員で構成される団体 役員:正副会長及び各部長、副部長15人	48%	1		50%	40%	1		47%	40%	1		47%	40%	1		50%	43%	1		50%
46	地域学校協働本部	地域教育協議会・地域コーディネーター・学習支援員・協働活動支援員で構成された団体。ただし、地域コーディネーターの構成比とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64%	1		33%
47	ライブラリーパートナー	図書館運営に協力するボランティア団体	集計していない。		11	集計していない。	集計していない。		11	集計していない。	集計していない。	1	8	集計していない。	集計していない。	1	8	集計していない。	集計していない。		9	集計していない。
48	明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進拡充のための活動を行う団体	40%	1		40%	40%	1		40%	30%	1		30%	30%	1		30%	30%	1		30%

重点項目

総務課／関係課

事業番号	事業名	事業概要					
25	委員会・審議会等への男女平等参画の推進	女性委員の参画状況を継続的に調査し、結果を周知する。委員の改選時期を捉え、審議機関の目的・性格に応じて女性を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等はその状況を解消する。 男女いずれか一方の性が委員総数の40%未満としないことを目標とする。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	委員会・審議会等における女性委員の割合 (%)		33.5%	35.7%	36.4%		
	全ての審議会における委員総数 (人)		1,322	1,251	1,361		
	全ての審議会における女性委員数 (人)		443	446	496		
②	男女いずれか一方の性が委員総数の4割未満としない目標に達している審議会等の割合 (%)		26.1%	33.3%	32.9%		
	対象審議会総数		69	69	73		
	4割未満としない目標達成審議会数		18	23	24		
③	男女いずれか一方の性が10割を占めている審議会等の割合 (%)		7.2%	2.9%	2.7%		
	一方の性が10割を占めている審議会数		5	2	2		

各委員会・審議会等の構成員・参画率に関するコメント等については、別添の令和7年6月企画政策部・区民部作成「区民参画の進展を探る－令和6年度区民参画現況調査報告－」における審議会等構成員調査を参照のこと。

※ 男女いずれか一方の性が委員総数の4割未満としない目標に達している審議会等には、「審議会等構成員調査」の女性比率の欄を太枠で囲んでいます。

所管課による R6年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点 (4段階評価)
2	A 男女平等意識の向上を促している。	4 : 十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3 : ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。	2 : 不十分であった。 1 : 全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価
R6	【評価できる点とその根拠・理由】 区年賀会では、区長から地域団体代表者等へ、女性委員の登用について積極的な取組を依頼するなど、区全体として問題意識を持って取組を進めた。また、職員研修などの機会を通じて、男女比率を意識した委員改選を行うよう依頼し、庁内の意識付けを進めた。	
	【取組が不十分だった点とその理由】 所管部署への効果的な働きかけが不十分だったこともあり、②の割合を増加させることができなかった。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 所管部署に対して、充て職の妥当性の再検討を依頼し、必要に応じて要綱等各種規定の改正や、「男女いずれかの性が4割未満とならないよう努める」旨の規定の追加を求めるなど、積極的な働きかけを行う。また、男女平等参画に関する区民調査の中で、女性の登用がなかなか進まない現状などを伝えていく。	
	所管課による年度評価 2	
R5	【評価できる点とその根拠・理由】 所管課へのちらしの配付や声掛けなどの継続的な働きかけにより、事業実績①から③までについて、いずれも数値割合が改善しており、女性の登用が着実に進んでいる。	女性委員の割合の向上のため、関係団体からの推薦や充て職により構成された団体において、男女比率を考慮した推薦や、充て職の妥当性の再検討などを所管部署へ働きかけるとともに、数値に加え、その要因の公表及び委員の選出方法等における新たな手法について検討し、実現につなげられたい。 目標を達成するため、区の方針を外部に示す機会を設け、区長を含め区全体として問題意識を持って取り組むことが求められる。
	【取組が不十分だった点とその理由】 事業実績①及び②について、数値割合は改善傾向にあるが4割未満であり、十分な数値とは言えないため、継続的な取組が必要である。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 委員の男女比率について、40%を毎年の達成目標として明確に定め、庁内に意識付けをするため、職員向けの研修等を通じ、所管部署へ委員改選時における積極的な働きかけを依頼する。	
	所管課による年度評価 2	
R4	【評価できる点とその根拠・理由】 令和4年度も引き続き、委員会・審議会等の団体推薦委員等の改選時に、女性委員推薦への配慮について言及したちらしの配布や声掛け等の周知を依頼した。また、ちらしを見直すとともに、委員委嘱の事務手続の中で、目標に達しなかった理由の聞き取りを行うなど積極的な働きかけを行い、項目①及び②については、僅かではあるが、数値割合が改善した。	事業実績①、②について若干改善の兆しが見受けられる。委員の男女比率については、40%を毎年の達成目標として明確に定め、引き続き地道な働きかけに努められたい。 また、ちらしの作成に当たっては、参考事例の記載や女性委員の推薦を促す文言の追加、40%の目標数値の表記等を検討され、より効果的な紙面づくりに取り組まれたい。
	【取組が不十分だった点とその理由】 項目①及び②とも数値割合は僅かに増加したものの、継続的な取組を要する数値である。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 引き続き所管部署へ委員改選時における積極的な働きかけを依頼する。	
	所管課による年度評価 2	

審議会等構成員調査

凡例

記号	○	×	/	—
議事録の公開	公開している	公開していない	作成していない	(部会など)設置なし
傍聴	傍聴可能	傍聴不可能	規定していない	(部会など)設置なし

I 行政委員会（地方自治法第180条の5参照）

※網掛け欄の数字は女性委員数（内数）

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開		傍聴		保育
																		全体会	部会	全体会	部会	
1	教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		1					4		5	0.0	60.0		選任に当たっては、議会の同意が必要なため		○	—	○	—	設置なし
					1			2	3													
2	監査委員	監査事務局	地方自治法	1						2		3	0.0	33.3		選任に当たっては、議会の同意が必要なため	区長の選任によるため	○	—	/	—	設置なし
							1	1														
3	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法								4	4	0.0	50.0	弁護士1	選任に当たっては、議会の議決が必要なため		○	—	○	—	設置なし
							2	2														
小計				1	1	0	0	0	0	6	4	12	0.0	50.0								
				0	1	0	0	0	0	3	2	6										

II 法律・条例により設置されている附属機関（地方自治法第138条の4、第202条の3参照）

※網掛け欄の数字は女性委員数（内数）

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開		傍聴		保育
																		全体会	部会	全体会	部会	
4	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	総務課	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例	1				3	2	2	1	9	22.2	11.1	人権擁護委員1		委員は、関係団体からの推薦及び選考結果のため	○	—	○	—	設置なし
									1	1												
5	文京区情報公開及び個人情報保護審査会	総務課	文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例					1		1	3	5	0.0	20.0	弁護士2、行政経験1	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまない	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし
								1	1													
6	文京区行政不服審査会	総務課	文京区行政不服審査会条例							1	2	3	0.0	33.3	弁護士1、行政経験1	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまない	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし
								1	1													
7	特別職報酬等審議会	総務課	文京区特別職報酬等審議会条例					7	2		1	10	20.0	50.0	弁護士1		委員推薦依頼団体に対する依頼時にダイバーシティ推進担当作成の文書を同封している	○	—	○	—	設置なし
							3	1	1	5												
8	文京区男女平等参画推進会議	総務課（ダイバーシティ推進担当）	文京区男女平等参画推進条例					8	3	4		15	20.0	40.0			選出の際に団体等への依頼などを行っている	○	○	○	○	設置あり (事前予約)
							2	2	2	6												
9	財産価格審議会	契約管財課	文京区財産価格審議会条例	5	1	2	1			1		10	0.0	30.0		専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	区議は議長の推薦、行政機関は職にある者を充てるため	×	—	/	—	設置なし
				1	1				1	3												
10	文京区公契約審議会	契約管財課	文京区公契約条例					4		2		6	0.0	33.3		専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	関係団体からの推薦によるため	○	—	○	—	設置なし
							1	1	2													
11	「文の京」安全・安心まちづくり協議会	危機管理課	文京区安全・安心まちづくり条例			3	6	16	8	2		35	22.9	25.7			公募委員を除き、関係機関等の代表者で構成されるため	○	/	○	/	設置なし
						1	5	3		9												
12	文京区防災会議	防災課	災害対策基本法	3	3	15	16	14		3		54	0.0	18.5		条例により、地域防災計画の作成・実施及び災害発生時には情報収集の活動をするため、公募委員はなじまないため	防災関係機関等の代表者によって構成されるため	○	—	/	—	設置なし
					1	2	1	4	2	10												
13	文京区消防団運営委員会	防災課	特別区の消防団の設置等に関する条例	6	1		2	2		4		15	0.0	33.3		都条例により組織が決まっているため	防災関係機関等の代表者によって構成されるため	/	—	/	—	設置なし
				2					3	5												
14	民生委員推薦会	福祉政策課	民生委員法	2		3	1	6		2		14	0.0	21.4		委員構成は、文京区民生委員推薦会規則で定められているため	委員構成は、文京区民生委員推薦会規則で定められているため	/	—	×	—	設置なし
				1			1		1	3												
15	文京区障害者介護給付等の支給に関する審査会	障害福祉課	障害者総合支援法							1	9	10	0.0	30.0	医師2、理学療法士1、作業療法士1、社会福祉士2、精神保健福祉士2、介護福祉士1	委員は障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命するものと障害者総合支援法第16条第2項に定められているため	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考えによるため	×	—	×	—	設置なし
									3	3												
16	介護認定審査会	介護保険課	介護保険法			2	4	42		1	10	59	0.0	47.5	リハビリテーション専門医1、認知症サポート医2、保健師2、看護師3、社会福祉士1、介護支援専門員1	医療・介護など専門性を有する人材の確保が求められ、公募になじまないため	推薦団体に男女いずれか一方の性が4割未満とならないように、配慮を依頼している	×	×	×	×	設置なし
						2	3	16		7	28											

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	公募 比率	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)		議事録の公開		傍 聴		保 育
																	全体会	部会	全体会	部会			
17	文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会	国保年金課	国民健康保険法	7				17				24	0.0	37.5	委員の一部は、関係団体の充て職になるため	・委員については各団体の推薦により決定しており、推薦の結果男性多数となったため ・改選時には、推薦依頼文にて、男女比に考慮するよう働きかけているが、引き続き働きかけていく	○	—	○	—	設置なし		
				2				7				9											
18	文京区子ども・子育て会議	子育て支援課	文京区子ども・子育て会議条例					13	5	3		21	23.8	66.7		団体推薦は、当該団体の考え方によるため	○	—	○	—	設置あり		
								10	3	1	14												
19	地域保健推進協議会	生活衛生課	地域保健法				2	16	4	4		26	15.4	30.8		公募委員、学識経験者等を除き、関係団体等の代表者で構成されるため	○	—	○	—	設置なし		
								5	3		8												
20	公害健康被害認定審査会	予防対策課	文京区公害健康被害認定審査会条例			2		6		5		13	0.0	30.8	審査に関して医学・法律学の知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし		
						2		1		1	4												
21	大気汚染障害者認定審査会	予防対策課	文京区大気汚染障害者認定審査会条例			1		3		1		5	0.0	40.0	審査に関して医学的な知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし		
						1				1	2												
22	公害診療報酬審査会	予防対策課	文京区公害診療報酬審査会条例					5		1		6	0.0	16.7	審査に関して医学・薬学的な知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし		
						1					1												
23	文京区感染症診査協議会	予防対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律							12		12	0.0	16.7	審査に関して医学・薬学的な知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	×	×	×	設置なし		
										2	2												
24	文京区都市計画審議会	都市計画課	文京区都市計画審議会条例	7			3	4	3	3		20	15.0	20.0		・団体や組織等からの推薦によるため ・団体や組織等から推薦を受ける際に、人選に配慮するよう依頼	○	—	○	—	設置なし		
				2				1		1	4												
25	文京区景観づくり審議会	住環境課	文京区景観づくり条例	6		4			5	5		20	25.0	20.0		区議は議長の推薦、区職員は職にある者を充てるため	○	—	○	—	設置なし		
				1					2	1	4												
26	文京区建築審査会	住環境課	建築基準法							6		6	0.0	16.7	協議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議するのに適切ではない	第2ブロック合同で運営しており、委員の選出に際し本区の意向のみを反映できないため	○	—	○	—	設置なし		
										1	1												
27	文京区建築紛争調停委員会	住環境課	文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例							3		3	0.0	33.3	協議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議するのに適切ではない	委員退任の際に、後任委員候補を推薦するため	／	—	×	—	設置なし		
										1	1												
28	文京区空家等対策審議会	建築指導課	文京区空家等対策審議会条例				3	2	3	2	4	14	21.4	50.0	専門家：弁護士1、司法書士1、建築士1、宅地建物取引士1	学識経験者・専門家・関係団体推薦時、極力女性の推薦を依頼している。公募委員は成績によるため不確定	○	×	○	×	設置なし		
								2	2	1	2	7											
29	文京区住宅政策審議会	住環境課	文京区住宅基本条例	6		6		5	2	6		25	8.0	36.0		区議は議長の推薦、区職員は職にある者を充てているため	○	×	○	×	設置なし		
				2		1		3		3	9												
30	文京区リサイクル清掃審議会	リサイクル清掃課	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例					11	6	2		19	31.6	47.4		団体推薦依頼時等に女性委員の登用への配慮依頼を行った	○	要旨 ○	○	○	設置なし		
								5	3	1	9												
31	文化財保護審議会	教育総務課	文京区文化財保護条例							7		7	0.0	14.3	専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	分野によっては女性の学識経験者が少ないこともある。改選時には性別が偏らないように努力する	○	○	○	○	設置なし		
										1	1												
32	青少年問題協議会	児童青少年課	文京区青少年問題協議会条例	8	2	1	7				25	43	0.0	32.6	青少年関係団体相互の連絡調整的要素が強い	委員の一部は、関係団体の充て職になるため	○	○	○	／	設置なし		
				3			1			10	14												
小計				51	7	39	45	185	43	109	30	509	8.4	32.8									
				14	2	8	7	66	19	35	16	167											

Ⅲ 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

※網掛け欄の数字は女性委員数（内数）

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)				保育	
																	議事録の公開 全体会	部会	傍聴 全体会	部会		
33	文京区基本構想推進区民協議会	企画課	文京区基本構想推進区民協議会設置要綱					15	12	2		29	41.4	44.8			推薦にあたっては、ダイバーシティ推進担当作成の「地域活動団体の皆様へ」を配付し、配慮をお願いした。	○	○	○	○	設置あり (事前予約)
								7	5	1	13											
34	メディアパートナー会議	広報課	メディアパートナー設置要綱						15			15	100.0	53.3			男女の偏りが無いよう意識しながら、適正な選考に努めた	○	○	/	/	設置あり (事前予約)
									8	8												
35	表彰審査会	総務課	文京区表彰規則	2	3	15						20	0.0	25.0		個人情報を取り扱うため	委員は、充て職となっているため	/	-	/	-	設置なし
				1	2	2				5												
36	文京区いじめ問題調査委員会	総務課	文京区いじめ問題調査委員会設置要綱				1			3		4	0.0	25.0		個人情報を取り扱うため	・選出者に男性が多かったため ・次回改選時には、男女比に考慮する	×	-	-	-	設置なし
								1	1													
37	文京区指定管理者評価委員会	契約管財課	指定管理者評価委員会設置要綱			5				1	1	7	0.0	14.3	指定管理者の専門的知識を有する者	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	学識経験者・その他を除き、委員は充て職となっているため	要旨 ○	-	-	-	設置なし
								1	1													
38	文京区コミュニティバスB-ぐる沿線協議会	区民課	文京区コミュニティバスB-ぐる沿線協議会設置要綱			1		10	4	1	1	17	23.5	29.4	B-ぐるに関し調査研究等の実績がある者		団体推薦は、当該団体の考え方によるため	要旨 ○	-	/	-	設置なし
								3	2	5												
39	文京区技能名匠者審査会	経済課	文京区技能名匠者認定事業実施要綱			2		5		1		8	0.0	12.5		専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	-	-	-	-	設置なし
								1	1													
40	文京区アカデミー推進協議会	アカデミー推進課	アカデミー推進協議会設置要綱					10	5	4		19	26.3	31.6			団体推薦は、当該団体の考え方によるため	○	○	○	○	設置あり (事前予約)
								3	2	1	6											
41	文京区立森鷗外記念館運営協議会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館運営協議会設置要綱			2		3		4		9	0.0	22.2	専門知識を有する人材確保が求められ、設置目的が公募になじまないため	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	○	-	/	-	設置なし	
								1	1	2												
42	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会設置要綱			2				2		4	0.0	25.0	専門知識を有する人材確保が求められ、設置目的が公募になじまないため	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	○	-	/	-	設置なし	
								1	1													
43	文京区地域福祉推進協議会	福祉政策課	文京区地域福祉推進協議会設置要綱					19	9	5		33	27.3	33.3			特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	○	○	○	○	設置あり (事前予約)
								8	3	11												
44	文京区居住支援協議会	福祉政策課	文京区居住支援協議会設置要綱			11	3	7		1		22	0.0	31.8	関係団体との連絡調整等を図る会議のため		・委員の半数を占める区職員が特定の職(充て職)となっており、その女性の比率が3割に満たないため。また、それ以外の委員は団体推薦につき、当該団体の考え方によるため ・次回推薦依頼時には、依頼文で男女比に考慮するよう働きかける	○	-	○	-	設置なし
						3	1	3	7													
45	文京区老人ホーム入所判定委員会	高齢福祉課	文京区老人ホーム入所判定委員会設置要綱			1	10				3	14	0.0	64.3	医師2、福祉施設長1	厚生省社会局長通達により委員構成が定められているため	委員の半数以上を占める区職員が特定の職(充て職)となっているため	×	-	×	-	設置なし
						1	7	1	9													
46	文京区地域包括ケア推進委員会	高齢福祉課	文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱					14	5	1		20	25.0	45.0			特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	○	○	○	×	設置なし
								7	2	9												
47	文京区障害者地域自立支援協議会	障害福祉課	文京区障害者地域自立支援協議会要綱			4	2	16		2	1	25	0.0	36.0	精神科医師1	関係機関との連絡調整を図る会議のため	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	○	○	○	○	設置なし
								9	9													
48	文京区障害者差別解消支援地域協議会	障害福祉課	文京区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱			4	2	11		2	4	23	0.0	43.5	当事者委員4	障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針により協議会の構成を決定したため	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	×	-	×	-	設置なし
						2	4	4	10													
49	文京区柔道整復療養費調査会	国保年金課	文京区柔道整復療養費調査会設置要綱							3		3	0.0	0.0		医療の専門性を有する人材の確保が求められ、かつ、個人情報を取り扱うため	複数の団体より、医療の専門性を有する人材の推薦を同時に行っているため、全体的な性別の調整は難しい	/	-	×	-	設置なし
									0													
50	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会	国保年金課	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会設置要綱							3		3	0.0	66.7		医療の専門性を有する人材の確保が求められ、かつ、個人情報を取り扱うため	定員が3人のため比率にすると偏りが出たが、平等に推薦されている	/	-	×	-	設置なし
								2	2													
51	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会	幼児保育課	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱			4		2		7	2	15	0.0	20.0	園児又は保護者の代表2	高度に専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	委員全員の推薦により、次の委員が決定されるため	○	/	○	×	設置なし
						1	1	1	3													
52	文京区公私立幼稚園連絡協議会	幼児保育課	文京区公私立幼稚園連絡協議会要綱			1	7				10	18	0.0	38.9	私立幼稚園長6、区立幼稚園長4	関係団体との連絡調整を図ることが目的のため	関係団体の代表者で構成されるため	要旨 ○	-	×	-	設置なし
								7	7													
53	文京区保育所における医療的ケア判定会	幼児保育課	文京区保育所における医療的ケア判定会設置要綱			6	19			2	3	30	0.0	73.3	私立保育園事業者	個人情報を取り扱うため	特定の職に対し委員を充てているため	/	-	/	-	設置なし
								17	2	3	22											
54	(仮称)文京区児童相談所運営検討委員会	児童相談所開設準備室	(仮称)文京区児童相談所運営検討委員会設置要綱							2	4	6	0.0	33.3	医師、弁護士、社会的養護関係者2	各分野における知見を有する人材が求められるため	特定の職に対し委員を充てているため	要旨 ○	-	-	-	設置なし
								2	2													

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)		議事録の公開		傍聴	保 育
																	全体会	部会	全体会	部会		
55	文京区保健衛生協議会	生活衛生課	文京区保健衛生協議会要綱		1	16		10				27	0.0	18.5		当該団体との連絡調整を図る会議のため	両医師会会長及び会長の推薦により、委員が決定されるため	×	—	/	/	設置なし
					1	3		1				5										
56	文京区歯科衛生協議会	生活衛生課	文京区歯科衛生協議会要綱		1	10		9				20	0.0	20.0		当該団体との連絡調整を図る会議のため	両歯科医師会会長及び会長の推薦により、委員が決定されるため	×	—	/	—	設置なし
					1	2		1				4										
57	文京区献血推進協議会	生活衛生課	文京区献血推進協議会要綱	2	3	2		21				28	0.0	53.6		当該団体との連絡調整を図る会議のため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	/	—	設置なし
				1	2	1		11				15										
58	文京区地域医療連携推進協議会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱				1	11		4		16	0.0	12.5		医学の専門と関係団体との連絡調整が必要のため	団体、大学病院は、当該団体の考え方によるため	○	—	○	—	設置なし
							1	1				2										
59	文京区予防接種健康被害調査委員会	予防対策課	文京区予防接種健康被害調査委員会要綱				1	4		1		6	0.0	50.0		審議内容に関して医学的知識が必要となるため	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	×	—	×	—	設置なし
							1	1		1		3										
60	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議	予防対策課	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議設置要綱				1	6	5		7	19	0.0	15.8	区内医療機関7	感染症発生時の関係機関の役割等を審議する会議のため	団体等推薦は、当該団体等の考え方によるため	×	—	×	—	設置なし
							1	1			1	3										
61	文京区地域精神保健福祉連絡協議会	予防対策課	文京区地域精神保健福祉連絡協議会要綱					17			1	21	0.0	47.6	関係団体利用者1	関係機関との連絡調整を図る会議のため	委員は、関係団体からの推薦によるため	○	—	○	—	設置なし
								8				10										
62	文京区感染症連絡会	予防対策課	文京区感染症連絡会設置要綱				1	2			5	8	0.0	37.5	区内医療機関5	感染症対策に関する区の施策への助言及び医療機関間における感染症対策の情報共有を行う会議のため	団体等推薦は、当該団体等の考え方によるため	×	—	×	—	設置なし
							1	1			1	3										
63	文京区難病対策地域協議会	予防対策課	文京区難病対策地域協議会設置要綱				6	5	7		4	22	0.0	22.7		関係機関との連絡調整を図る会議のため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし
							2	3				5										
64	文京区都市マスタープラン見直し検討協議会	都市計画課	文京区都市マスタープラン見直し検討協議会設置要綱				6	5	5	5		21	23.8	14.3			公募委員、学識経験者等を除き、特定の職に対して充てている、又は関係団体等による、推薦のため	要旨 ○	—	○	—	設置なし
									2	1		3										
65	文京区交通安全協議会	管理課	文京区交通安全協議会規約	4	2	1	8	14				29	0.0	10.3		実施機関の代表者による組織運営のため	官公署の長は、充て職となっている。団体推薦は、当該団体の考え方によるため	/	/	/	/	設置なし
				1	1			1				3										
66	文京区地球温暖化対策地域推進協議会	環境政策課	文京区地球温暖化対策地域推進協議会設置要綱				1	5	5	3	5	19	26.3	26.3	事業者5		・特定の職以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため ・団体推薦依頼時等に女性委員の登用への配慮依頼を継続して行う	○	—	○	—	設置なし
								1	3		1	5										
67	文京区生物多様性地域戦略協議会	環境政策課	文京区生物多様性地域戦略協議会設置要綱					6	5	2	1	14	35.7	35.7	事業者1		・特定の職以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため ・団体推薦依頼時等に女性委員の登用への配慮依頼を継続して行う	○	—	○	—	設置なし
								2	2		1	5										
68	文部科学大臣表彰等審査会	学務課	文部科学大臣表彰推薦要項・東京都功労者表彰推薦要項・東京都教育委員会表彰等取扱要綱					9			2	11	0.0	9.1	校長2	関係団体の代表者による組織運営のため	団体推薦は、当該団体の特定の職に対し、委員を充てているため	×	—	×	—	設置なし
											1	1										
69	文京区特別支援教育相談委員会	教育指導課	文京区特別支援教育相談委員会設置要綱			2	32			4	133	171	0.0	63.2	校園長教諭133	特別支援教育に関する専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	特定の職に対し、委員を充てているため	×	×	×	×	設置なし
							24			2	82	108										
70	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会	教育指導課	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会設置要綱			8	5			1	2	16	0.0	6.3	校長2	関係団体との連絡調整を図ることが目的のため	特定の職に対し、委員を充てているため	/	/	×	×	設置なし
							1					1										
71	文京区立学校教科用図書審議会	教育指導課	文京区立学校教科用図書採択実施要綱			1		2	2		4	9	36.4	36.4	校長4		特定の職に対し委員を充てているため	○ 時限 秘	/	×	×	設置なし
								1			2	3										
72	文京区立中学校部活動地域移行・地域連携に係る検討委員会	教育指導課	文京区立中学校部活動地域移行・地域連携に係る検討会議設置要綱			7	6	2		1	2	18	14.3	0.0	校長2	関係団体との連絡調整・協力を図ることが目的のため	特定の職に対し、委員を充てているため	○	/	×	×	設置なし
												0										
73	文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会	真砂中央図書館	文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱			6	5	4	4	1	1	21	19.0	47.6	出版関係者1		団体代表は各団体の推薦によるため。公募委員は選考によるため	○	—	○	—	設置あり (事前予約)
							3	3	3	1		10										
			小計	8	11	136	105	245	71	72	192	840	8.5	38.5								
				3	7	23	53	82	32	16	107	323										
			合計	60	19	175	150	430	114	187	226	1,361	8.4	36.4								
				17	10	31	60	148	51	54	125	496										

- ① 36.4% …全審議会における女性委員の割合
- ② 24 …一方の性が4割未満としない審議会数
 ※3人の委員で構成される審議会等については、女性委員が1～2人であれば対象とする。
 ※女性比率が6～7割の審議会等については、女性の参画が進んでいることから対象とする。
- 32.9% …一方の性が4割未満としない審議会数の割合
 ※3人の委員で構成される審議会等については、女性委員が1～2人であれば対象とする。
 ※女性比率が6～7割の審議会等については、女性の参画が進んでいることから対象とする。
- ③ 2 …一方の性が10割を占めている審議会数
- 2.7% …一方の性が10割を占めている審議会数の割合

委員会・審議会等における女性比の経年推移

I 行政委員会（地方自治法第180条の5参照）

No.	名称	担当課	根拠法	R2	R3	R4	R5	R6	傾向 (前年度 比較)
				女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	
1	教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	40.0	40.0	40.0	40.0	60.0	↗
2	監査委員	監査事務局	地方自治法	33.3	33.3	66.7	33.3	33.3	→
3	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法	25.0	25.0	25.0	25.0	50.0	↗

II 法律・条例により設置されている附属機関（地方自治法第138条の4、第202条の3参照）

No.	名称	担当課	根拠法	R2	R3	R4	R5	R6	傾向 (前年度 比較)
				女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	
4	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	総務課	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例	22.2	11.1	11.1	11.1	11.1	→
5	文京区情報公開及び個人情報保護審査会	総務課	文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	→
6	文京区行政不服審査会	総務課	文京区行政不服審査会条例	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	→
7	特別職報酬等審議会	総務課	文京区特別職報酬等審議会条例	30.0	40.0	40.0	50.0	50.0	→
8	文京区男女平等参画推進会議	総務課（ダイバーシティ推進担当）	文京区男女平等参画推進条例	56.3	57.1	68.8	62.5	40.0	↗
9	財産価格審議会	契約管財課	文京区財産価格審議会条例	30.0	20.0	20.0	30.0	30.0	→
	文京区国民保護協議会	危機管理課	国民保護法	15.7	13.2	17.0	-	-	
10	文京区公契約審議会	契約管財課	文京区公契約条例	-	-	-	-	33.3	
11	「文の京」安全・安心まちづくり協議会	危機管理課	文京区安全・安心まちづくり条例	30.0	31.4	31.4	25.7	25.7	→
12	文京区防災会議	防災課	災害対策基本法	13.5	13.5	13.5	13.5	18.5	↗
13	文京区消防団運営委員会	防災課	特別区の消防団の設置等に関する条例	26.7	40.0	46.7	33.3	33.3	→
14	民生委員推薦会	福祉政策課	民生委員法	42.9	35.7	21.4	28.6	21.4	↘
15	文京区障害者介護給付等の支給に関する審査会	障害福祉課	障害者総合支援法	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	→
16	介護認定審査会	介護保険課	介護保険法	46.9	49.1	50.9	47.5	47.5	→
17	文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会	国保年金課	国民健康保険法	41.7	41.7	41.7	41.7	37.5	↘
18	文京区子ども・子育て会議	子育て支援課	文京区子ども・子育て会議条例	58.8	56.3	56.3	56.3	66.7	→
19	地域保健推進協議会	生活衛生課	地域保健法	33.3	37.5	37.5	30.8	30.8	→
20	公害健康被害認定審査会	予防対策課	文京区公害健康被害認定審査会条例	7.7	15.4	23.1	30.8	30.8	→

No.	名 称	担当課	根拠法	R2	R3	R4	R5	R6	傾向 (前年度 比較)
				女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	
21	大気汚染障害者認定審査会	予防対策課	文京区大気汚染障害者認定審査会条例	0.0	20.0	20.0	40.0	40.0	→
22	公害診療報酬審査会	予防対策課	文京区公害診療報酬審査会条例	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	→
23	文京区感染症診査協議会	予防対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	→
24	文京区都市計画審議会	都市計画課	文京区都市計画審議会条例	43.8	31.3	25.0	20.0	20.0	→
25	文京区景観づくり審議会	住環境課	文京区景観づくり条例	10.0	15.0	15.0	15.8	20.0	↑
26	文京区建築審査会	住環境課	建築基準法	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	→
27	文京区建築紛争調停委員会	住環境課	文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	→
28	文京区空家等対策審議会	建築指導課	文京区空家等対策審議会条例	42.9	35.7	35.7	50.0	50.0	→
29	文京区住宅政策審議会	住環境課	文京区住宅基本条例	-	-	29.2	28.0	36.0	↑
30	文京区リサイクル清掃審議会	リサイクル清掃課	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	38.9	42.1	42.1	42.1	47.4	↑
31	文化財保護審議会	教育総務課	文京区文化財保護条例	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	→
32	青少年問題協議会	児童青少年課	文京区青少年問題協議会条例	32.6	32.6	30.2	34.9	32.6	↓
	教育センター運営委員会	教育センター	文京区教育センター条例	33.3	46.7	-	40.0	-	

III 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

No.	名 称	担当課	根拠法	R2	R3	R4	R5	R6	傾向 (前年度 比較)
				女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	
33	文京区基本構想推進区民協議会	企画課	文京区基本構想推進区民協議会設置要綱	27.6	31.0	35.7	42.9	44.8	↑
	文京区立元町公園及び旧元町小学校の保全・有効活用検討会	企画課	文京区立元町公園及び旧元町小学校の保全・有効活用検討会設置要綱	-	-	-	-	-	
34	メディアパートナー会議	広報課	メディアパートナー設置要綱	50.0	50.0	53.3	53.3	53.3	→
35	表彰審査会	総務課	文京区表彰規則	15.8	5.3	10.5	15.8	25.0	↑
36	文京区いじめ問題調査委員会	総務課	文京区いじめ問題調査委員会設置要綱	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	→
37	文京区指定管理者評価委員会	契約管財課	指定管理者評価委員会設置要綱	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	→
	文京区公の施設に係る指定管理者選定委員会	契約管財課	文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	14.3	14.3	-	-	-	
38	文京区コミュニティバスB-ぐる沿線協議会	区民課	文京区コミュニティバスB-ぐる沿線協議会設置要綱	17.6	17.6	17.6	23.5	29.4	↑
39	文京区技能名匠者審査会	経済課	文京区技能名匠者認定事業実施要綱	25.0	12.5	12.5	-	12.5	

No.	名称	担当課	根拠法	R2 女性比率	R3 女性比率	R4 女性比率	R5 女性比率	R6 女性比率	傾向 (前年度比較)
40	文京区アカデミー推進協議会	アカデミー推進課	アカデミー推進協議会設置要綱	33.3	37.0	/	/	31.6	/
41	文京区立森鷗外記念館運営協議会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館運営協議会設置要綱	11.1	11.1	11.1	22.2	22.2	→
42	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会設置要綱	0.0	0.0	/	25.0	25.0	→
43	文京区地域福祉推進協議会	福祉政策課	文京区地域福祉推進協議会設置要綱	42.4	42.4	39.4	33.3	33.3	→
44	文京区居住支援協議会	福祉政策課	文京区居住支援協議会設置要綱	5.3	14.3	18.2	40.9	31.8	↓
45	文京区老人ホーム入所判定委員会	高齢福祉課	文京区老人ホーム入所判定委員会設置要綱	61.5	57.1	53.3	57.1	64.3	→
46	文京区地域包括ケア推進委員会	高齢福祉課	文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱	35.0	35.0	35.0	45.0	45.0	→
47	文京区障害者地域自立支援協議会	障害福祉課	文京区障害者地域自立支援協議会要綱	29.2	33.3	33.3	33.3	36.0	↑
48	文京区障害者差別解消支援地域協議会	障害福祉課	文京区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱	29.2	18.2	29.2	29.2	43.5	↑
49	文京区柔道整復療養費調査会	国保年金課	文京区柔道整復療養費調査会設置要綱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	→
50	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会	国保年金課	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会設置要綱	0.0	0.0	0.0	66.7	66.7	→
51	文京区立さしがや保育園アスペクト健康対策等専門委員会	幼児保育課	文京区立さしがや保育園アスペクト健康対策等専門委員会設置要綱	21.4	21.4	20.0	20.0	20.0	→
52	文京区公私立幼稚園連絡協議会	幼児保育課	文京区公私立幼稚園連絡協議会要綱	44.4	50.0	41.2	41.2	38.9	↓
53	文京区保育所における医療的ケア判定会	幼児保育課	文京区保育所における医療的ケア判定会設置要綱	65.2	61.9	54.5	65.2	73.3	↑
54	(仮称) 文京区児童相談所運営計画検討委員会	児童相談所開設準備室	(仮称) 文京区児童相談所運営計画検討委員会設置要綱	/	/	/	16.7	33.3	↑
55	文京区保健衛生協議会	生活衛生課	文京区保健衛生協議会要綱	17.6	15.8	18.2	20.0	18.5	↓
56	文京区歯科衛生協議会	生活衛生課	文京区歯科衛生協議会要綱	23.5	15.8	15.0	17.6	20.0	↑
57	文京区献血推進協議会	生活衛生課	文京区献血推進協議会要綱	51.7	48.3	48.3	48.3	53.6	↑
	文京区地域医療連携推進協議会小児初期救急医療検討部会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱	/	/	/	/	/	/
	文京区地域医療連携推進協議会高齢者・障害者口腔保健医療検討部会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱	/	/	/	/	/	/
	文京区地域医療連携推進協議会在宅医療検討部会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱	/	/	/	/	/	/
58	文京区地域医療連携推進協議会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱	6.3	6.3	6.3	12.5	12.5	→
59	文京区予防接種健康被害調査委員会	予防対策課	文京区予防接種健康被害調査委員会要綱	33.3	33.3	50.0	50.0	50.0	→

No.	名称	担当課	根拠法	R2 女性比率	R3 女性比率	R4 女性比率	R5 女性比率	R6 女性比率	傾向 (前年度 比較)
60	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議	予防対策課	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議設置要綱	10.5	5.3	15.8	15.8	15.8	→
61	文京区地域精神保健福祉連絡協議会	予防対策課	文京区地域精神保健福祉連絡協議会要綱	38.1	33.3	47.6	47.6	47.6	→
62	文京区感染症連絡会	予防対策課	文京区感染症連絡会設置要綱	/	/	/	37.5	37.5	→
63	文京区難病対策地域協議会	予防対策課	文京区難病対策地域協議会設置要綱	/	/	/	/	22.7	/
	文京区既存不適格建築物特例協議会	都市計画課	文京区既存不適格建築物特例協議会設置要綱	0.0	0.0	0.0	0.0	/	/
	文京区バリアフリー基本構想推進協議会	都市計画課	文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱	25.8	25.8	22.6	/	/	/
64	文京区都市マスタープラン見直し検討協議会	都市計画課	文京区都市マスタープラン見直し検討協議会設置要綱	/	/	14.3	14.3	14.3	→
65	文京区交通安全協議会	管理課	文京区交通安全協議会規約	24.1	24.1	13.8	10.3	10.3	→
	文京区自転車活用推進計画等策定協議会	管理課	文京区自転車活用推進計画等策定協議会設置要綱	/	15.0	15.0	/	/	/
66	文京区地球温暖化対策地域推進協議会	環境政策課	文京区地球温暖化対策地域推進協議会設置要綱	21.1	36.8	42.1	26.3	26.3	→
67	文京区生物多様性地域戦略協議会	環境政策課	文京区生物多様性地域戦略協議会設置要綱	8.3	38.5	38.5	35.7	35.7	→
68	文部科学大臣表彰等審査会	学務課	文部科学大臣表彰推薦要項・東京都功労者表彰推薦要項・東京都教育委員会表彰等取扱要綱	18.2	18.2	18.2	9.1	9.1	→
69	文京区特別支援教育相談委員会	教育指導課	文京区特別支援教育相談委員会設置要綱	63.2	62.5	/	62.3	63.2	↑
	文京区特別支援教育振興委員会	教育指導課	文京区特別支援教育振興委員会要綱	19.2	15.4	63.8	/	/	/
70	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会	教育指導課	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会設置要綱	6.3	18.8	12.5	6.3	6.3	→
71	文京区立学校教科用図書審議会	教育指導課	文京区学校教科用図書採択実施要項	22.2	/	/	33.3	36.4	↑
	文京区特別支援連携協議会	教育センター	文京区特別支援連携協議会設置要綱	20.0	20.0	/	/	/	/
	文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会	真砂中央図書館	文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会設置要綱	33.3	/	/	/	/	/
72	文京区立中学校部活動地域移行・地域連携に係る検討委員会	教育指導課	文京区立中学校部活動地域連携・地域移行に係る検討会議設置要綱	/	/	/	/	0.0	/
73	文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会	真砂中央図書館	文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱	64.3	64.3	/	/	47.6	/

重点項目

防災課

事業番号	事業名	事業概要					
38	避難所運営における女性等への配慮	女性をはじめLGBTQ等当事者の視点に配慮した避難所運営を推進するため、専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場等の設置とともに、女性、LGBTQ等当事者の声が届きやすい環境づくりを行う。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	女性等への配慮を想定した訓練の実施回数（回）		4	2	2		
②	女性等への配慮を想定した研修等に参加した職員の人数（人）		2	3	3		
③	区が助成する女性防災士数（人）		10	14	24		
年度	事業詳細						
R6	①	妊産婦・乳児救護所において、女性等の受入れを前提とした訓練を実施し、特に配慮すべき点について参集職員や施設職員等の意識啓発を図った。					
	②	区内大学が実施する避難所における女性等への配慮に関するゼミに、区職員が参加し、必要な知識の習得を図った。					
	③	避難所運営協議会等の推薦により、区が資格取得を助成した防災士は、避難所や平常時の地域の防災活動において、中心的な役割を果たすため、避難所運営協議会等に対し、防災士の女性の割合を増やすよう、周知啓発を行った。					

所管課による R6年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点（4段階評価）
3	A 男女平等意識の向上を促している。 B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。 C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。	4：十分達成された。 3：ある程度達成されたが、課題あり。 2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

年度	所管課評価	推進会議評価
R6	<p>【評価できる点とその根拠・理由】</p> <p>防災士の広報誌により、女性防災士の活動を広く紹介するとともに、年間を通じて、女性10人に対し、防災士の資格取得を支援した。その結果、区が資格取得を支援した防災士のうち、女性の割合は25.5%となり、前年度より増加した。</p> <p>また、妊産婦・乳児救護所の開設訓練を実施するとともに、訓練にあわせて大学が実施したシンポジウムにも協力し、災害時における妊産婦等への配慮について、周知・啓発に取り組んだ。</p> <p>【取組が不十分だった点とその理由】</p> <p>区が資格取得を支援した女性防災士の割合は増加傾向だが、都の避難所運営指針では、避難所における課題の一つとして、女性や要配慮者への対応が示されており、引き続き、避難所運営への女性の参画に取り組む必要がある。</p> <p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>今後も、女性に対する防災士資格取得支援や妊産婦・乳児救護所の訓練に取り組む、女性等に配慮した避難所運営を行っていく。</p> <p>また、都の避難所運営指針等も踏まえながら、区の避難所運営ガイドラインの改訂に向けた検討を進め、女性や子ども、LGBTQ当事者等、誰もが不安やストレスなく安全に過ごせる避難所の環境整備に取り組む。</p>	
	所管課による年度評価	3

R5	【評価できる点とその根拠・理由】	女性防災士の資格取得支援の割合は、昨年度に比べ向上しているものの、更なる支援に取り組まれない。
	文京区地域防災計画の修正に当たり、要配慮者や女性等への対応を重点項目の一つに掲げ、避難所運営における女性等の参画推進や環境づくりなどについて、必要な対策を推進することとしている。 また、防災士の資格取得支援では、女性4人の資格取得を支援し、区が支援を行った防災士全体の19.4%となった。（前年度は14.9%） さらに、妊産婦・乳児救護所の開設訓練を実施し、参集職員や施設職員等に対し、要配慮者への対応などについて意識啓発を図った。	また、ジェンダー平等やLGBTQの当事者、女性への配慮等について、取組状況を確認しつつ、文京区地域防災計画や避難所開設キットを踏まえ、「避難所運営ガイドライン」を早期に改定し、様々な視点に立った避難所環境の整備に取り組まれない。
	【取組が不十分だった点とその理由】	避難所運営協議会の運営には、役職や性別に捉われない適材適所の人材登用が進んでいるので、意思決定の場への女性の参画について更なる働きかけに取り組まれない。
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
	文京区地域防災計画の修正に合わせて「避難所運営ガイドライン」を改定する必要がある。女性をはじめLGBTQ等当事者に対する配慮等、避難所における具体的な対策については、研修等により知識や理解を深めることに努めており、それらの知見を生かして検討を進めていく。 また、避難所運営への女性の参画を推進するため、女性防災士を継続的に増やしていく必要がある。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
	今後も、妊産婦・乳児救護所の訓練や女性防災士の資格取得に取り組み、女性等に配慮した避難所運営を行っていく。 また、避難所運営協議会等に対して、「性自認および性的指向に関する対応指針」の周知啓発を図るとともに、「避難所運営ガイドライン」の改定に向けた検討を進め、女性専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干場等の設置やプライバシーの確保など、女性をはじめLGBTQ等当事者に配慮した避難所環境について検討する。	
	所管課による年度評価	3
R4	【評価できる点とその根拠・理由】	女性をはじめLGBTQの当事者に対する配慮や避難所における性被害を防ぐための具体的な取組（例えば、空間的な区分、トイレの分け方、多様なニーズに応じた相談窓口の設置、受付の在り方や受付名簿における性別の取り方等）を検討し、避難所運営に生かすことが必要である。
	【取組が不十分だった点とその理由】	また、防災士の資格取得者への助成は、非常に良い取組であるので、今後は、それぞれの避難所運営に必要とされる女性防災士数を打ち出すなど、計画的に取り組まれないことが望まれる。
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
	今後も継続的に、「妊産婦・乳児救護所開設キット」を使用した救護所開設訓練を実施する。この訓練時に出た課題を基に、各救護所の特性に合わせた発災時の対応の整備を行う。 また、引き続き避難所運営協議会に対して、女性の防災士取得を引き続き推進し、避難所運営の中心となって活動できる人材を増やすことで、女性の声が反映される環境づくりを推進していく。	
	所管課による年度評価	3